

第42号議案

長岡京市国民健康保険条例の一部改正について

長岡京市国民健康保険条例（昭和52年長岡京市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）の公布により、国民健康保険料の賦課限度額の見直しが行われたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡京市国民健康保険条例（昭和52年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条第1項において同じ。）は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条第1項において同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合は、<u>650,000円</u>）とする。</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合は、<u>630,000円</u>）とする。</p>
<p>(1)~(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」</p>	<p>(1)~(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」</p>

改正後	改正前
<p>と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「<u>630,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「<u>630,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の6、第16条の6の10及び第23条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。